

令和6年度事業計画（案）

自 令和6年4月01日

至 令和7年3月31日

1 バス事業を巡る諸情勢と重点取組事項

新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが昨年5月に5類に移行され、本格的に社会経済活動が再開しておりますが、物価及び原油価格の高騰に加え、深刻な運転手不足、また国土交通省や各市町村の助成金も年々減額されバス事業者は大変厳しい経営環境にあります。

乗合バス事業は少子高齢化や人口減少が一段と加速する傾向で、運転手不足もあり路線の縮小見直しで厳しい状況になっております。

一方、貸切バス事業は「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」でフル稼働しましたが、観光需要はコロナ禍以前まで戻りきっておらず、乗合バス事業同様厳しい経営状況であります。

観光需要の回復に向けて、関係業界と連携した需要喚起の取り組みを進めていく必要があります。

また、バス業界の運転手不足は深刻な問題であり、運転手確保を運輸支局や労働局、市の交通政策課と共に取り組んでいく必要があります。

2024問題にも真摯で取り組み、働き方改革への対応も重要課題であります。

バス事業者にとって最重要課題である安全・安心の確保については、事業者として当然の義務との自覚のもと、会員各社においても気が緩むことなく、組織として、また個人においても安全意識の徹底を図っていきます。

鹿児島県バス協会としては、バス事業を巡るこれらの情勢や課題に対し会員事業者と共に安心・安全な輸送サービスの提供に努め継続性のある健全なバス事業の発展に努めてまいります。

2 事業計画

(1) 安全輸送対策の推進

運輸安全マネジメントを定着させ、安心・安全な運行を担うプロ集団を目指し次の対策に取り組んで参ります。

- ・バス事故の約7割を占める車内事故の被害者は高齢者が多くちょっとしたふらつきや転倒などにより重大事故に発展します。このような車内事故を防止抑制するために「ゆとり運転・ゆとり乗降」を徹底すべく、「バスが止まってドアが開いてから席をお立ちください」「お立ちのお客様はつり革、握り棒をしっかりとつかまってください」など、運転手の車内案内による車内事故防止啓発を促すよう推進してまいります。
- ・貸切バス及び高速バスについては、高速道路を運行する際は「必ず全席シートベルト着用」の車内案内を運転手の肉声により実施する。併せて「あおり運転」などをしないよう、安全基本動作の徹底を図ります。
- ・ドライブレコーダー等で得られた映像データやヒヤリハット報告を基に職種を問わず全社員への安全教育を実施し安全意識向上への取り組みを指導いたします。
- ・乗務員の高齢化が進む中、健康問題に起因する事故を未然に防ぐため「事業用自動車の健康管理マニュアル」に則り、助成制度を利用した運転適性（適齢）診断や「疾病運転の防止」のための健康診断・睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査を積極的に受診させ、結果に基づきフォローアップやきめ細かな労務管理が実践されるよう支援してまいります。
- ・労働時間管理適正化指導員として会員事業者を訪問指導し、2024 問題など労働時間管理の適正化を図ります。
- ・バスジャック事件、テロ対策等に対する危機管理対策に万全を期すため「バスジャック統一マニュアル」及びテロ対策通達の周知に努め、緊急連絡手段（防犯灯・非常事態発生を表す電光掲示板等）の整備を促進してまいります。
- ・飲酒運転禁止、違法薬物禁止、乗務中のスマホ禁止などを強く訴えてまいります。

(2) 運転手確保と働き方改革

人口減少・少子高齢化の問題を抱える地方において、公共交通機関としてのバスのニーズが高まる反面、事業者は深刻な乗務員不足に直面しており、路線網の維持、更にはバス事業そのものを維持できるかの瀬戸際に立たされております。

乗務員不足問題の面的な解決策はありませんが、運輸支局・労働局・各市町村などと連携をとりながら、合同イベントなどを実施し乗務員確保に努めて参ります。また2024 問題など働き方改革への対応について会員事業者への啓蒙や相談に応じて参ります。

(3) 貸切バス適正化事業制度について

九州貸切バス適正化センターは各バス会社の負担金で運営されておりますが、各社の負担金軽減を目的とし、鹿児島県独自で巡回指導ができる体制を構築して令和6年度から実施致します。

(4) 生活路線維持方策について

鹿児島県の公共交通機関は、人口減少・高齢化及びマイカー依存度の高まりで年々利用者の減少が続いており生活路線網の維持・確保が困難な状況となっております。更に乗務員不足も加わり、運行形態の見直しや減便等のサービス低下が懸念される状況が広がっております。現状を把握し今後の地域公共交通のあり方について各市町村の地域公共交通会議に参画し、事業者のおかれている状況を踏まえ「まちづくり」について行政や地域住民のニーズを分析し、公共交通を「守る・育てる」ため事業者だけではなく、官民一体となって地域公共交通の再構築に努めて参ります。

(5) 環境問題への取り組み

環境保全是事業者の社会的責任として、燃費性能の維持に係る車両の点検整備や急発進・急加速を避けた環境に優しい無理のない運転、省エネ運転の実施によりエコドライブを推進いたします。更に「バス事業者における低炭素社会実行計画」に基づき低燃費バスの導入促進、きめ細かな点検整備に取り組み、併せて公共団体と連携し職員のマイカー通勤から公共交通機関バス通勤への利用促進、エコ通勤を積極的に呼びかけて参ります。

(6) 公益社団法人としての活動を積極的に推進します。

共同バス停標識や上屋の総点検を実施し、設置改善に努め安心してバスを利用できる環境づくりを進め運輸事業振興助成交付金を有効利用し公益性を持った事業展開を図りバス利用者の利便性向上に努めてまいります。

令和5年度にはバス利用者施設整備事業として天文館バス停にデジタルサイネージ1機を設置致しました。

(7) 「佐賀国体」への鹿児島県バス事業者の協力体制の整備

開会式を中心に佐賀県の関係部署から各事業者へ要請があると思われまます。これに伴い、それぞれの事業者で極力協力して頂くよう要請致します。